

品川区障害者住宅あつ旋事業実施要綱

制定	平成	8年4月	1日	要綱第	21号
改正	平成	18年3月	31日	要綱第	43号
改正	平成	24年5月	30日	要綱第	168号
改正	令和	4年3月	31日	要綱第	132号
改正	令和	5年8月	28日	要綱第	163号

(目的)

第1条 この要綱は、住宅に困窮する障害者に対して住宅のあつ旋を行い、また転居資金の一部等を助成することにより、障害者の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(住宅のあつ旋)

第2条 障害者の住宅のあつ旋は、品川区住宅確保要配慮者入居促進事業実施要綱（令和3年品川区要綱第311号）の規定に基づき行うものとする。

(転居資金の一部助成)

第3条 転居資金の一部助成を受けることができる者は、前条の住宅のあつ旋を申請し、区からあつ旋決定通知を受けた身体障害者手帳4級以上、愛の手帳4度以上または精神障害者保健福祉手帳3級以上の者であつて、単身世帯または障害者を含む世帯で、次の各号に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 次のいずれかの事由により住宅に困窮していること。
 - ア 立ち退き要求を受けていること。
 - イ 保安上危険または保健衛生上劣悪な状態にある住宅に居住していること。
 - ウ その他区長が認める特別な事情によること。
- (2) 品川区内に引き続き2年以上住所を有すること。
- (3) 独立して日常生活を営むことができること。
- (4) 障害者本人（20歳未満の者にあつては、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による世帯主または社会保険による被保険者）の所得の額（1月から6月までは前々年所得、7月から12月までは前年所得）が別表第1に定める額以内であること。
- (5) 品川区内の民間賃貸住宅へ転居できること。
- (6) 65歳以上の者については、高齢者の住宅あつ旋における助成と重複して申請していないこと。

(所得の範囲および所得の額の計算方法)

第4条 前条第4号に規定する所得の範囲およびその額の計算方法は、心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和49年東京都規則第113号）の例による。

(助成金の範囲および限度額)

第5条 助成金の範囲および限度額は、別表第2に定めるとおりとする。

ただし、立退要求に基づく立退料、生活保護法（昭和25年法律第144号）による一時扶助（敷金等）または他の制度による助成がある場合には、立退料等を控除し助成額とする。

（助成予定登録申請）

第6条 助成を受けようとする者は、転居後住宅の契約締結前に、助成予定登録申請書（第1号様式）に次の各号に定める書類を添えて区長に提出しなければならない。ただし、当該書類の確認以外の手法により要件の確認ができる場合にあっては、書類の添付を省略することができる。

- (1) 現在居住している住宅の賃貸契約書の写し
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 障害者本人（20歳未満の者にあたっては、国民健康保険法による世帯主または社会保険による被保険者）の所得を証する書類
- (4) その他区長が必要とする書類

（助成予定登録の決定）

第7条 区長は、前条の申請があったときは、第3条に定める要件を審査し、助成予定登録（以下「登録」という。）の可否を決定し、助成予定登録決定・却下通知書（第2号様式）により通知する。

（登録有効期間）

第8条 登録は、登録日から起算して1年を経過した日の属する月の末日まで有効とする。

（保証会社の利用）

第9条 第7条の決定通知を受けた者（以下「対象者」という。）は、住宅の賃貸借契約を締結する場合において、当該賃貸借契約に必要な保証人を確保することが困難であるときは、区と「品川区高齢者等住宅あつ旋事業に係る家賃等債務保証制度の実施に関する協定書」を締結した保証会社（以下「保証会社」という。）を利用することができる。この場合において、保証会社を利用する者は、緊急連絡先の登録を行わなければならない。

（助成金の交付申請）

第10条 対象者が、住宅提供者と賃貸借契約をしたときは、第8条に規定する有効期間内に限り、助成金交付申請書（第3号様式）に次の書類を添付して助成金の交付申請をすることができる。

- (1) 賃貸借契約書の写し
- (2) 前号の契約を締結する際に支払った敷金、礼金、権利金および仲介手数料の計算書およびその領収書
- (3) 保証会社の初回保証委託料領収書（保証会社と保証委託契約を締結した対象者が、初回保証委託料に係る助成を受けようとする場合に限る。）
- (4) その他区長が必要とする書類

（助成金の交付決定）

第11条 区長は、前条の交付申請を受けたときは内容を確認し、予算の範囲内に

において助成金の交付を決定するものとする。

2 区長は、前項により助成金の交付を決定したときは、助成額決定通知書（第4号様式）により対象者に通知する。

（補償金の交付）

第12条 区長は、対象者が死亡または行方不明のため賃貸料が滞った場合、前条第2項による助成額決定通知書の基本額の2カ月の範囲内で賃貸人に補償することができる。ただし、敷金等が充当できる場合または保証会社と保証委託契約を締結した対象者が死亡または行方不明のため賃貸料が滞った場合にあっては、この限りでない。

2 前項の規定による補償を受けようとする者は、新たに締結した賃貸借契約における初回の契約期間の末日までに、補償金交付申請書（第5号様式）に未納家賃の内訳および金額等詳細が分かる書類を添付して区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の申請を受理したときは、内容を確認し予算の範囲内において補償を決定し、補償金交付決定・却下通知書（第6号様式）により通知する。

（助成金等の交付請求および交付）

第13条 第11条第2項および前条第3項の通知を受けた者は、速やかに請求書（第7号様式）により区長に請求しなければならない。

2 区長は、前項による請求があったときは、速やかに交付するものとする。

（決定の取消し）

第14条 区長は、対象者および第12条第3項の規定による決定通知を受けた者（以下「対象者等」とする。）が次のいずれかに該当する場合は、助成予定登録決定、助成金交付決定および補償金交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条の要件を欠いたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) その他区長が助成および補償することが適当でないと認めたとき。

2 区長は、前項の規定により決定を取り消したときは、取消通知書（第8号様式）により、対象者等に対して通知する。

（助成金の返還）

第15条 区長は、前条の規定により決定を取り消したときは、対象者等に対して既に交付されている助成金および補償金の一部または全部の返還を命じることができる。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

付 則
この要綱は、平成24年6月1日から適用する。

付 則
この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

付 則
この要綱は、令和5年9月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

	所 得 限 度 額
障害者本人	所得が心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和49年東京都規則第113号)第2条に規定する額

別表第2（第5条関係）

助成区分	礼金等助成	仲介手数料助成	初回保証委託料助成
助 成 限 度 額	賃貸料の2カ月分に相当する額以内	賃貸料の1カ月分に相当する額以内	初回保証委託料の実費額
	ただし、助成対象の賃貸料は、単身世帯月額35,000円、障害者を含む世帯55,000円を限度とする。		ただし、50,000円を限度とする。

第1号様式（第6条関係）

品川区障害者住宅あつ旋事業助成予定登録申請書

年 月 日

品川区長 あて

住 所 _____
 氏 名 _____
 電 話 _____
 生 年 月 日 _____ 年 月 日 歳

転居資金の助成を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

住宅の状況						
区内居住期間	年 月 日 (年 月 日から)					
申請区分	<input type="checkbox"/> 単身世帯 <input type="checkbox"/> 障害者を含む世帯					
手 帳	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 愛の手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳					
	番 号		等 級		障 害 名	
	都道府県	第 号	種	級 度		
緊急連絡先	氏 名		電 話			
	住 所				続 柄	
世帯構成 ※転居後の 世帯員を記入	氏 名		生年月日		続 柄	
	氏 名		生年月日		続 柄	
	氏 名		生年月日		続 柄	
	氏 名		生年月日		続 柄	
申請理由						
特記事項						
該当項目いずれかにチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 本申請書に、世帯全員の住民票の写し及び障害者本人の所得を証する書類等を添付の上申請します。登録決定後、有効期間内に変更が生じた場合は再度必要書類を提出します。 <input type="checkbox"/> 氏名、住所、生年月日、世帯員、障害者本人の所得等について、公簿等により確認してください。確認期間は登録有効期間内とします。 <p style="text-align: right;">年 月 日 氏名</p>						

上記のとおり確認する。

年 月 日 職員氏名 _____

第2号様式（第7条関係）

品川区障害者住宅あつ旋事業助成予定登録決定・却下通知書

年 月 日

様

品川区長

印

年 月 日付で申請のあった助成予定登録申請について、品川区障害者住宅あつ旋事業実施要綱に基づき次のとおり決定したので通知します。

申請者	氏名	
	住所	
登録の可否	決定 ・ 却下	
	却下の理由（ ）	
登録有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日	

※助成金交付申請の受付期間は、年 月 日までとなります。

第3号様式（第10条関係）

品川区障害者住宅あつ旋助成金交付申請書

年 月 日

品川区長 あて

申請者 住 所 _____
 氏 名 _____
 電 話 _____
 生年月日 _____年 月 日 歳

品川区障害者住宅あつ旋事業実施要綱に基づき、礼金等助成金および仲介手数料助成金の交付を受けたいので申請いたします。

記

助成金 交付申請額	算 出 方 法		
円 ※本人支払額と 助成限度額を比較し 少ない額の合計から 控除額を差し引いたもの	賃 貸 料 円		
		(本人支払額)	(助成限度額) ※区記入欄
	礼金・権利金	円 (月分)	円
	仲介手数料	円 (月分)	円
	初回保証委託料	円 (月分)	50,000 円
	△立ち退き料等	控 除 額	円
転居後住宅の所在地	品川区		
転居後住宅の 初回賃貸借契約期間	年 月 日 から 年 月 日まで		

第4号様式（第11条関係）

品川区障害者住宅あつ旋助成額決定通知書

年 月 日

様

品川区長

印

品川区障害者住宅あつ旋事業実施要綱に基づき、礼金等の助成額を下記のとおり決定したので通知します。

助 成 額 _____ 円

種 別	金 額	算 出 方 法
礼金等助成額	円	基本額 円×2カ月
仲介手数料助成金	円	基本額 円×1カ月
初回保証委託料助成額	円	限度額 初回保証委託料実費額 50,000円≦ 円
控 除 額	△ 円	

第5号様式（第12条関係）

品川区障害者住宅あつ旋補償金交付申請書

年 月 日

品川区長 あて

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電 話 _____

品川区障害者住宅あつ旋事業実施要綱に基づき、下記のとおり補償金を申請いたします。

記

借 借 人	氏 名	
	住 所	
申 請 理 由	死亡 ・ 行方不明	
補償金交付申請額	(本人未納額)	(補償限度額)
円	円	円
※本人未納額と補償限度額を 比較して少ない額を記入	(月分)	※区記入欄

第6号様式（第12条関係）

品川区障害者住宅あつ旋補償金交付決定・却下通知書

年 月 日

様

品川区長

印

品川区障害者住宅あつ旋事業実施要綱に基づき、補償金の交付の可否を下記のとおり決定したので通知します。

決定

補 償 額 _____ 円

【算出根拠】

却下

【却下理由】

第7号様式（第13条関係）

年 月 日

品川区長 へ

請求者 住所 _____

氏名 _____ 印

請 求 書

年 月 日付で交付決定のあった品川区障害者住宅あつ旋事業（助成金・補償金）について下記のとおり請求します。

記

請 求 額 _____ 円

第8号様式（第14条関係）

品川区障害者住宅あつ旋事業取消通知書

年 月 日

様

品川区長

印

品川区障害者住宅あつ旋事業実施要綱に基づき、年 月 日付
の決定について、下記のとおり取消を通知します。

記

1. 取消日 年 月 日
2. 取消内容
3. 取消理由
4. 返還請求額